

南さつま市新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金申請要領 ～新しい生活様式に基づく営業スタイルに転換する事業者の皆様を応援します～

1. 新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金とは

新型コロナウイルス感染症対策として、事業においても国が提唱する「新しい生活様式」に基づく営業スタイルが求められていることから、新たに負担する費用（税抜の総額で3万円以上を支出した場合のみ）を助成するものです。

2. 補助額

補助対象経費の4/5（上限15万円）

3. 補助金交付の対象者

本市に事業所を有する中小法人等や個人事業主が対象となります。医療法人やNPO法人など、幅広い法人形態並びに業種を対象としております。店舗や工場など複数の事業所を有している場合は、それぞれの事業所につき1回の申請を行うことができます。

ご自身が経営される事業所が対象となるかどうかについては、別に定める「南さつま市新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金交付要綱」の第2条をご確認ください。

4. 補助金交付の対象者とならないもの

- (1) 暴力団又は暴力団員との関係を有する事業者
- (2) 宗教活動を主たる目的としている事業者
- (3) 政治活動を主たる目的としている事業者
- (4) その他において本制度の目的に照らして適当でないと判断する事業者

5. 補助対象経費

令和3年2月1日から同年6月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症への対策を目的として支出した経費（事業に用いることを目的としたものに限る）を補助対象経費とします。

ただし、購入した物品等の消費税については補助対象経費に含まれません。

○補助金の額及び補助限度額

補助対象額	補助金の額	補助限度額
3万円以上	5分の4以内の額	15万円

○補助対象品目

区分	対象品目
① 消毒費用	除菌剤の噴霧装置
	オゾン発生装置
	次亜塩素酸水生成器
	紫外線照射機
	消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等を含む）
	除菌マット
	足踏み式消毒液スタンド
② マスク費用	マスク
	ゴーグル
	フェイスシールド
	ヘアネット
③ 清掃用費用	手袋
	ゴミ袋
	石けん
	洗浄剤
	漂白剤
④ 飛沫対策費用	アクリル板
	ビニールカーテン
	透明ビニールシート
	防護スクリーン
	パーティション
	カラーコーン、コーンバー
	ベルトパーティション
	フロアマーカ

⑤ 換気費用	換気扇
	網戸
	サーキュレーター
	扇風機
	空気清浄機 (HEPA フィルタによるもの)
	加湿器
⑥ 衛生管理費用	トイレ用ペーパータオル
	使い捨てアメニティ用品
	使い捨ての消耗品 (皿、コップ、スプーン、割り箸、おしぼり等)
	ルームサービスワゴン
	体温計
	サーモカメラ
	コイントレー
	非接触ドアオープナー
⑦ PR費用	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷費
	消毒作業
⑧ 外注費用	清掃作業
	ユニフォームのクリーニング
	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷発注
	自動券売機
⑨ その他	感染防止に効果があると認められる備品等

6. 申請に必要な書類

- (1) 南さつま市新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金交付申請書兼請求書
- ・必要事項をすべてご記入ください。
 - ・申請者は対象となる本市の事業所（店舗や工場等）における責任者となります。

チェーン店等で法人の本社等が市外にある場合も同様に、本市の店舗が申請者となります。印鑑は当該事業所における責任者個人の認め印でも大丈夫です。

- ・補助金申請額は、千円未満切り捨てとし、その上限額は15万円です。
- ・補助金の振込口座は、事業所又は代表者と名義が一致している口座を指定してください。ただし、店舗や工場等の口座を有してなくて、本社等の口座への振込を指定する場合は、委任状（本社等の代表者が申請事業所等の責任者に対して請求権限を委任することの意思が確認できる書類）を別途提出していただく必要があります。
- ・購入物品等一覧の内容（いつ、どこで、何を購入したか）が明確に判別できる資料（写し）をご準備ください。領収証や納品書等で確認できない場合には、追加資料の提出が必要となります。

(2) 事業の実態を確認できる書類

以下に示す4点のうち、いずれか1点をご提出ください。（写しで可）

- ・確定申告書別表一の控え（税務署受付印もしくはメール詳細）
- ・登記事項証明書
- ・営業許可証
- ・店舗等の事業所を撮影した写真及びその所在地が確認できる地図

(3) 振込口座を確認できる書類

- ・通帳表紙を開いて1ページ目及び2ページ目の写し

7. 申請方法

(1) 申請書類

南さつま市のホームページより申請書をダウンロードしていただくか、南さつま市役所の本庁又は各支所に設置しておりますので、お受け取りください。

(2) 申請方法

新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送による申請をお願いいたします。

- ・申請期間：令和3年2月1日（月）～ 同年6月30日（水） ※当日消印有効
- ・送付先：〒897-8501 南さつま市加世田川畑 2648 番地

南さつま市役所 商工水産課 商工振興係 宛

※封筒に「新しい生活様式推進補助金申請書在中」をご記入ください

8. 申請に関するお問い合わせ

- ・南さつま市役所 商工水産課 商工振興係 （電話）0993-76-1509

※閉庁日を除く8時30分から17時15分までの時間となります

申請事務を円滑に進めるために適切な書類の準備にご協力ください。